

1 造成等

造成等
01

景観形成基準

大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。
(⑨⑩崖線地区；崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面などが出現しないようにする。)



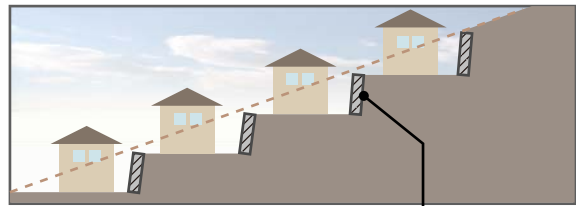
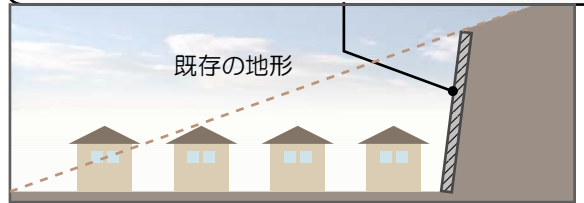
Point ■ 大幅な地形の改変を避ける

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

既存の地形を生かした造成を行い、計画段階から長大な擁壁が発生しないように工夫しましょう。

△ 既存の地形を大きく改変し、長大な擁壁面の発生



○ 既存の地形をできるだけ生かし、地形の改変を最小限に抑制

造成等
02

景観形成基準

擁壁や法面の緑化などにより、**圧迫感を軽減**する。

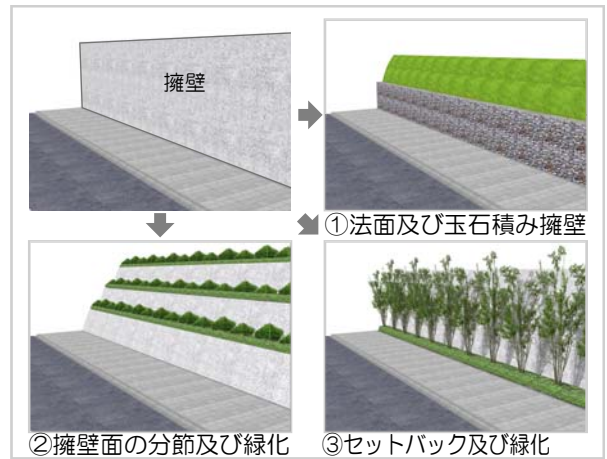


Point ■ 圧迫感の軽減

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

長大な擁壁は、人工的で無機質な印象を与えるだけでなく、歩行者等に圧迫感や威圧感も与えるため、壁面の分節化や意匠の工夫、法面への植栽等による修景に努めましょう。



緑化擁壁の活用



セットバック空間への緑化や擁壁面の素材の工夫



擁壁面の意匠の工夫や緑化による修景

2 土地利用

景観形成基準

土地利用

01

事業区域内のオープンスペースは、隣接又は近接する区域のオープンスペースと連続的に配置するなど、**ネットワークの形成された土地利用計画**とする。

Point

■ネットワークの形成された土地利用計画

○隣接地や近接する公園等のオープンスペースの連続性に配慮したネットワークの形成に配慮

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

提供公園等のオープンスペースは、街並みに潤いを与える場となるため、周辺のオープンスペースとの関係を考え、それらと連続する配置を工夫し、緑のネットワークづくりに配慮しましょう。



土地利用

03

※

景観形成基準

事業地内に、歴史的な遺構や残すべき自然がある場合は、その場所を公園などの**オープンスペースに取り込んだ計画**とする。※措置状況説明書の番号は、⑦は「土地利用02」、⑨⑩は「土地利用04」

Point

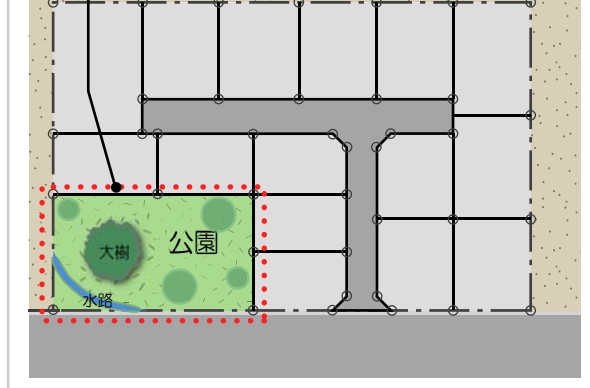
■オープンスペースに取り込んだ計画

○事業地内の大樹や水路等の景観に資する資源を保全・活用した計画

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

事業地内の歴史的な遺構や残すべき自然をオープンスペースとして一体的に計画し、積極的に活用しましょう。



土地利用

04

景観形成基準

区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、**地域の良い景観の形成**を図る。

Point

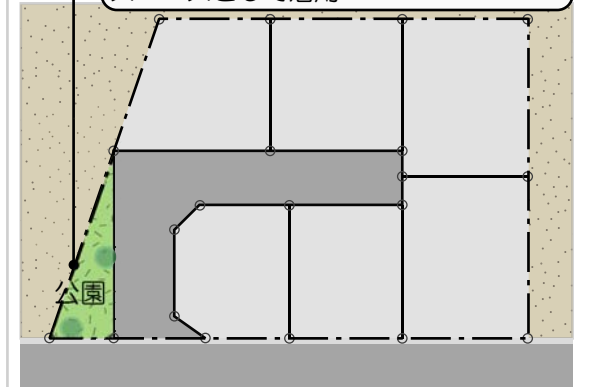
■地域の良い景観の形成

○残地をポケットパーク等のオープンスペースとして活用

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

残地等不整形な敷地が発生した場合は、ポケットパーク等地域に寄与する公園や広場として活用しましょう。



土地利用

05
※

景観形成基準

電線類の配置は、道路の規模や機能などに応じて、**地中化や電柱の配置などを工夫**する。 ※措置状況説明書の番号は、⑦は「土地利用04」、⑨⑩は「土地利用06」

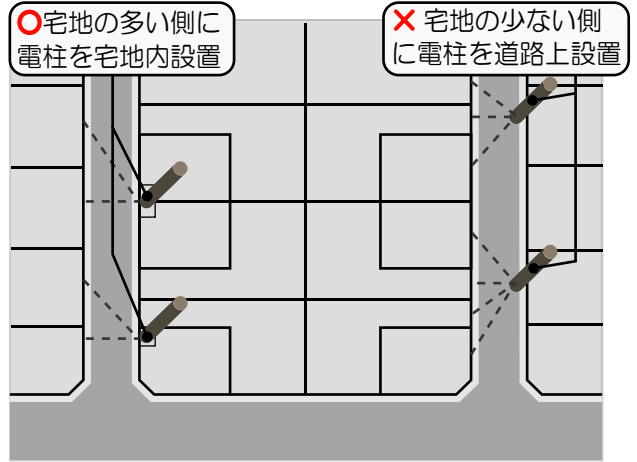


■地中化や電柱の配置などの工夫

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

良好な景観を創出するために、電線の地中化の検討や電柱の宅地内設置、道路上部に引込線の横断が少なくなるよう、配置を工夫し、公共空間から目立たない配置計画を検討しましょう。



土地利用

06

景観形成基準

事業区域内的の公園や緑地、オープンスペースなどは、交差点など**アイストップ**となるよう配慮する。

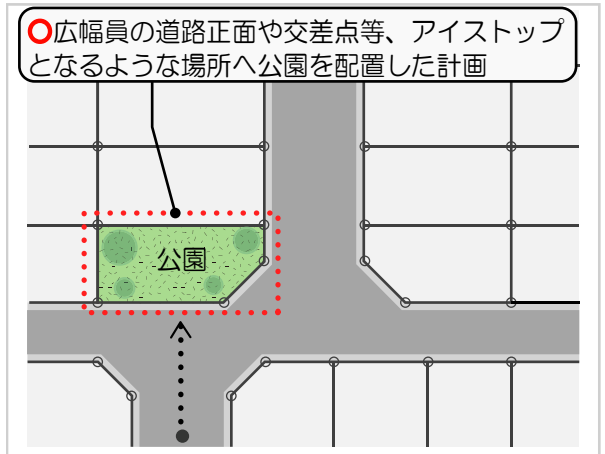


■アイストップ

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

提供公園等のオープンスペースは、街並みに潤いを与える場となるため、周辺からの視線が集まるT字路や交差点に配置するなど効果的な位置となるよう配慮しましょう。



土地利用

07

景観形成基準

事業区域周辺に地域の歴史を感じる樹林や寺社などがある場合は、オープンスペースの配置を工夫するなど、**地域の特徴を生かした土地利用計画**となるよう配慮する。



■地域の特徴を生かした土地利用計画

該当地域・地区	
一般地域	① 砂川 ② 基地跡地関連 ③ 一般市街地
景観形成地区	④ 都市軸沿道 ⑤ 中心市街地 ⑥ 新市街地 ⑦ 玉川上水 ⑧ 五日市街道 ⑨ 立川崖線 ⑩ 国分寺崖線

景観配慮のポイント

提供公園等のオープンスペースは、周辺に歴史を感じる資源などがある場合には、それらの趣を地域に生かせる配置となるよう工夫しましょう。

